



大阪労働局発表
平成29年 8月22日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

「大阪府最低賃金」改正決定の答申に対する異議申し出について

— 時間額909円で再答申 —

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府最低賃金の改正決定の答申に対する異議申し出について審議をした結果、当初答申の金額（909円）を適当であると再答申した。

- 1 平成29年7月11日、大阪労働局長（田畑一雄）から、大阪府最低賃金の改正諮問を受けていた大阪地方最低賃金審議会（会長 服部良子 大阪市立大学大学院准教授）は、同8月3日に時間額909円で改正決定することが適当であるとの答申を出しました。答申を受けた大阪労働局では、答申内容を公示したところ、改正の必要性及び答申金額について異議の申し出がなされたため、本日（8月22日）、あらためて異議内容に対する調査審議について、同審議会へ諮問したところです。調査審議の結果、本日付で、大阪地方最低賃金審議会から、当初答申した金額どおりで決定することが適当であるとの答申が再度出されたものです。
- 2 大阪労働局では、答申のあった大阪府最低賃金を平成29年8月31日付けで正式に改正決定し、同日官報公示することとしています。改正大阪府最低賃金（時間額909円）の効力が発生するのは、官報公示の30日後である同9月30日となります。
- 3 大阪府最低賃金は、大阪府内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

写

平成29年8月22日

大阪労働局長
田畑 一雄 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

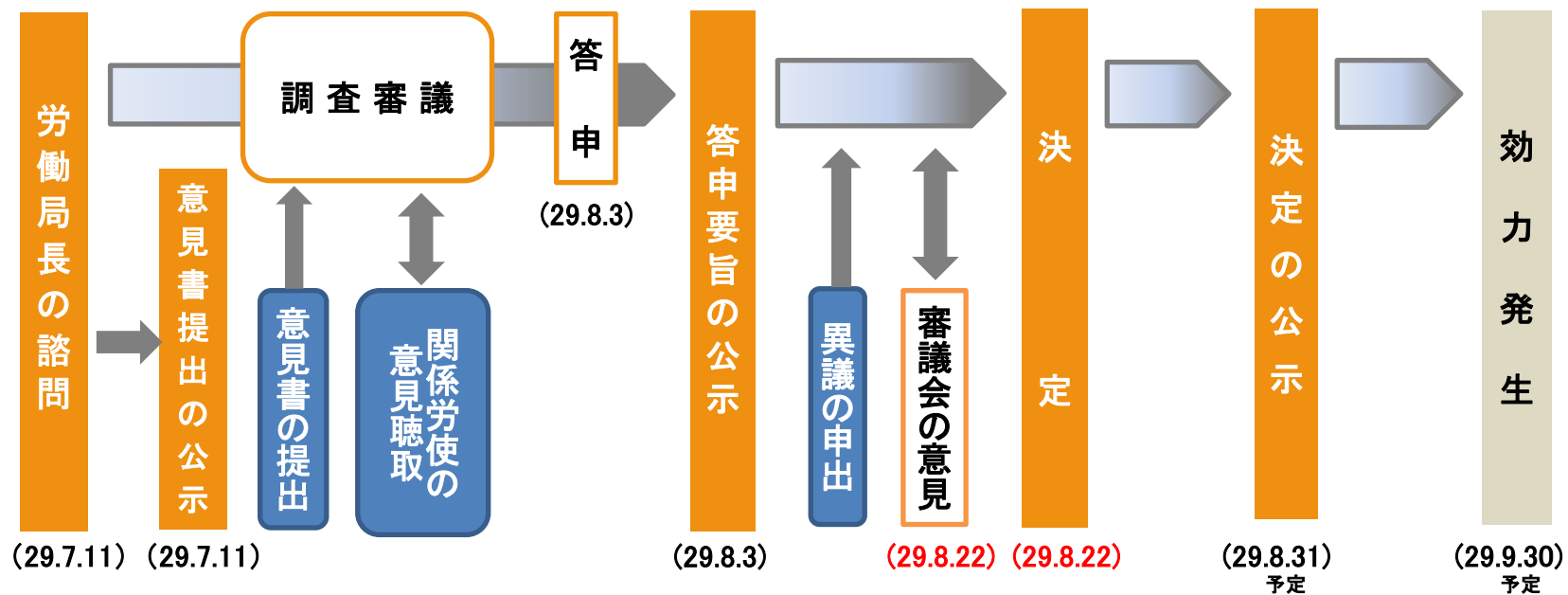
当審議会は、本年8月22日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月3日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月3日付け答申どおり決定することが適当である。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

- 都道府県労働局長が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。